

2008年11月26日

長野県人権政策審議会答申素案修正案

(修正案作成委員)

【構成 = 金 ; 同和問題 = 斎藤、吉沢、関 ; 外国人問題 = 金、吉沢、関】

1 基本理念

(1) 人権の捉え方

「人権」とは、憲法に規定される基本的人権の尊重や個人の尊厳において示されているが、これは、社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然にもっている固有の権利と言える。人々の生存と自由が確保され、幸福を追求し実現しようとすることを妨げる行為が人権の侵害とも言える。

幸福な生活を阻む問題として、差別、偏見、虐待など個人の尊厳や人間の尊厳を無視した行為と捉えることができる。

さらに、昨今の社会経済情勢下においては、雇用格差、所得格差など生活上の不安を抱く人々の顕在化、情報化社会でのインターネットによる誹謗中傷、犯罪被害者への支援など時代の変化により人権の捉え方や偏見・差別の現れ方にも変化が見られる。

(2) 人権政策の基本理念

人権政策の視点は、世界人権宣言にも示されている「人間の尊厳」を基本として、人として希求する「自己実現」「自立」「社会との関わり」が実現されるものでなければならない。

人権が尊重されるためには、一人ひとりが人権に対する理解を深め、人権を尊重する価値や態度を育み、他人の人権を尊重・保護するため実践する力が求められている。

人権を理解するためには、「差別をしない、させない、許さない」ことを基本として、また、「かくあるべし」とする固定感をなくし、あくまでも一人ひとりの個性や多様性を尊重することが重要である。

また、他人の人権を尊重し保護する行動は、日々の生活など様々な事柄を通じて培うものであり、その取組の中にこそ存在するものである。

目指す人権が尊重される社会を県民一人ひとりの豊かな心を育む人権文化を築くこととするなど前向きに考えることも必要である。

2 長野県における近年の取り組みと本審議会

(1) 人権関係法令及び長野県の取り組み

昭和 23 年 5 月、主権在民のもとに国際平和を誓うとともに、法のもとにおける平等と基本的人権の尊重を謳う日本国憲法が施行され、以来 60 年が過ぎた。この間、差別撤廃と人権意識向上において一定の成果をえてきた
とあってよいが、他方、少子高齢化、国際化、情報化などの社会変化のもとで、人権課題も大きく変貌してきた。

とりわけ、同和対策事業特別措置法（昭和 44 年制定、のち地域対策特別措置法を経て、昭和 62 年から地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）に基づく同和対策が、平成 14 年度をもって終了し、新たなステージに入った。これに先立って、平成 11 年には男女共同参画社会基本法が制定され、平成 13 年にはハンセン病問題の検証がなされるなど、21 世紀を人権の時代とするにふさわしい取り組みが始まった。

長野県における人権・福祉に関する条例として、長野県福祉のまちづくり条例（平成 7 年）と男女共同参画社会条例づくり条例（平成 14 年）が制定されている。

長野県において人権政策は企画部人権・男女共同参画課が主管し、ハンセン病問題検証会議の設置・報告（平成 17 年）のほか、福祉、雇用、教育、多文化共生等に関わる人権課題についてもそれぞれの所管部署と連携して推し進めている。

近年の主な人権関係法令・施策と長野県の取り組み

	法令等	長野県の取り組み
人権・同和問題	平成12年12月 <u>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行</u>	平成12年12月 <u>長野県人権啓発センター（千曲市）開設</u>
	平成14年3月 <u>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（特別措置法）終了</u>	平成14年1月 <u>長野県部落解放審議会答申</u>
	平成14年 <u>人権擁護法案国会上程（15年廃案）</u>	
	平成15年 <u>個人情報の保護に関する法律制定</u>	平成15年 <u>みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業開始</u>
	平成16年 <u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律制定</u>	平成16年 <u>長野県人間尊重推進委員会設置要綱制定</u>
	平成17年 <u>刑法改正で人身売買罪新設</u>	平成17年 <u>長野県人間尊重推進委員会設置（～平成19年）</u> 平成19年 <u>人権政策審議会設置</u>
分野別	<p><u>【男女/性別・高齢者・子ども】</u></p> <p>平成11年 <u>男女共同参画社会基本法制定、内閣府に男女共同参画局設置</u></p> <p>平成11年 <u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律</u></p> <p>平成12年 <u>ストーカー行為等の規制等に関する法律制定</u></p> <p>平成12年 <u>児童虐待の防止等に関する法律制定</u></p>	

<p><u>平成 13 年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定</u></p> <p><u>平成 15 年 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律制定</u></p> <p>【外国人】</p> <p><u>平成 5 年 外国人技能実習制度創設</u></p> <p><u>平成 20 年 インドネシア、フィリピンとの経済連携協定に基づく看護・介護労働者の受入開始</u></p> <p>【障害者】</p> <p><u>平成 18 年 障害者自立支援法施行</u></p> <p><u>平成 19 年 学校教育法等一部改正施行により特別支援教育の正式実施</u></p> <p>【ハンセン病、薬害】</p> <p><u>平成 13 年 ハンセン病国倍訴訟の原告勝訴を受けて、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律制定</u></p> <p><u>平成 17 年 日弁連「ハンセン病に</u></p>	<p><u>平成 14 年 12 月 長野県男女共同参画社会づくり条例制定・施行、長野県男女共同参画審議会設置</u></p> <p><u>平成 19 年 3 月 第 2 次長野県男女共同参画計画</u></p> <p><u>平成 20 年 「ながの子ども・子育て応援県民会議」発足</u></p> <p><u>平成元年 (財)長野県国際交流推進協会 (ANPIE) 創設</u></p> <p><u>平成 14 年 日系ブラジル人児童の就学を支援する「サンタ・プロジェクト」開始</u></p> <p><u>平成 20 年 長野県多文化共生研究会設置</u></p> <p><u>平成 10 年 第 7 回冬季パラリンピックを本県で開催</u></p> <p><u>平成 17 年 第 8 回冬季スペシャルオリンピックスを本県で開催</u></p>
---	---

<p><u>関する検証会議最終報告書</u></p> <p><u>平成 19 年 7 月 厚生労働省「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会報告書」発表</u></p> <p><u>平成 20 年 6 月 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律成立</u></p> <p>【拉致問題】</p> <p><u>平成 14 年 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律</u></p> <p><u>平成 18 年 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律</u></p> <p>【先住民族】</p> <p><u>平成 20 年 6 月 アイヌ民族を先住民族とする国会決議</u></p>	<p><u>平成 17 年 長野県ハンセン病問題検証会議</u></p>
--	--------------------------------------

(2) 本審議会設置の背景と目的

ア 部落解放審議会

長野県において、これまで同和問題に関する様々な施策が行われてきたが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（特別措置法）が失効（平成 14 年 3 月末）するにあたり、今後の長野県の同和対策のあり方について、平成 14 年（2002 年）に長野県部落解放審議会から答申された。

しかし、この答申が長野県政に充分活かされなかったという意見が多く、今回の長野県人権政策審議会では、この点に関してまた長野県の同和行政について重点の一つとして調査、審議する。

イ 人権施策の推進（教育・啓発、新たな課題の出現）

長野県では、平成 12 年（2000 年）に長野県人権啓発センターを千曲市に開設し、人権啓発の拠点施設として情報を発信するとともに、平成 15 年（2003 年）に、長野県人権教育・啓発推進指針を策定し、人権問題の解決のため、様々な取組を進めてきた。

平成 12 年 1 月、長野県男女共同参画センター（岡谷市）の愛称を募集し、「合・会」「愛」「I」等の〔アイ〕と、〔ユートピア〕（理想社会）とをあわせて、「あいとびあ」と命名された。また、平成 14 年 12 月に公布された長野県男女共同参社会づくり条例に基づき、長野県男女共同参画審議会が設置された。

平成 15 年 4 月 23 日、みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業補助金交付要綱が制定され、同年度から公募による助成事業が行われ、平成 20 年度まで 68 事業が採択された。

平成 年以來、毎年、人権啓発ポスターを制作し、県庁舎ほか関係機関施設に掲示している。

平成 16 年 10 月 25 日、長野県人間尊重推進委員会設置要綱」が制定され、平成 17 年 10 月に同委員会が設置された（平成 19 年 10 月まで）。

平成 17 年 2 月、長野県ハンセン病問題検証会議が設置され、同年 11 月に報告書が作成・公開された。

平成 20 年 5 月 14 日、「多文化共生研究会設置要綱」が制定され、多文化共生研究会が同年 6 月に発足した。

ウ 人権政策審議会の設置

平成 18 年 12 月に県議会人権施策推進議員連盟から、今後の様々な人権問題に関する施策の方向性を明確にするため審議会設置の要望が出された。

長野県では、県部落解放審議会答申の尊重と県議会の意見を重視し、平成 19 年 7 月 17 日に長野県人権政策審議会条例を制定し、審議会を設置した。

エ 基本方針（仮称）策定に向けて

長野県から長野県人権政策審議会に対し、人権を取り巻く環境の変化、新たな人権課題への対応も含め、社会の変化に適切に対応した人権政策を推進するための基本方針策定について諮問された。

本答申に当たり、その基礎として、「人権課題に取り組まれている団体からの意見募集」、「人権に関する県民意識調査」を実施した。これに基づいた現状把握とこれまでの経過を通して今後の人権政策の基本的な考え方を示す。

3 長野県における人権に関する実態

(1) 人権課題に取り組まれている団体からの意見

諸団体からの意見募集

本審議会において、平成20年2月22日から3月28日の間ホームページ等を通して、人権問題に関係する団体等から意見募集を行った。

意見募集に対して(別紙のように?) 団体から(内訳は、女性、・・・その他2)、現在抱えている課題の現状や解決に向けた取組、取組を進める上での課題、県など行政や地域住民の関わり、協力、その他で、幅広く意見をいただいた。

3 団体からのヒアリング

諸団体から寄せられた意見等を踏まえ、本審議会として、同和問題、外国人問題について、もう少し踏み込んで状況を確認したいということで、平成20年7月24日に3団体(特定非営利活動法人人権センターながの、長野県隣保館連絡協議会、(財)長野県国際交流推進協会)を審議会に招いて意見交換を行った。

同和問題については、結婚問題などで深刻な差別が依然として解消されていないだけでなく、いざ相談したいときに相談先が見当たらず困ったという極めて深刻な実態のほか、隣保館(県内24箇所)の運用状況について報告がなされた。

外国人については、日常生活上の問題への相談体制・実態のほか、未就学児童問題などの実態報告がなされた。

その他

女性の登用実態などについては、長野県男女共同参画審議会の資料等をもとに確認・検討された。

長野県多文化共生研究会が行ったアンケート調査結果が提供され、実情を把握した。

(2) 県民意識調査とその結果

調査方法と回答者属性

本審議会において、質問内容等について議論を行い、平成20年6月に層化二段無作為抽出により、満16歳以上の県民3,000人を対象に郵送により県民意識調査を行った。

設問項目は、比較の便宜等を考慮して、総務庁調査と本県の前回調査をベースに、本審議会設置の経緯と目的に照らして必要な項目を付加した。

回答者数は1,519人で、回答率50.6%、男性の方よりも女性の方から多くの回答をいただき、年齢別では50代以上の方が6割を占めている。

調査結果

ア 人権意識・関心と要望

「人権は重要である」との回答は7割を超え、人権問題に関心はあるかの質問では、「少し」を含めて関心があると回答した方は85.0%と高くなっている。

人権が侵害されたと思ったことがあるかとの質問では、およそ3人に1人が「ある」と回答しており、「ある」と答えた方にその侵害はどのようなものかとの質問には、「悪口・噂」と答えた人が6割を超え、「仲間はずし」も36.7%となっている。その人権侵害が起こった場所(複数回答)については、職場が50.2%、次いで地域社会44.6%となっている。

もし人権侵害されたと思った場合にどうするかという質問に対して、「誰かに相談する」が48.3%と最も高く、次いで「相手に抗議する」19.8%、そして「黙って我慢する」17.2%となっている。

長野県は人権意識が定着した住み良い県かという質問には、「どちらともいえない」が41.6%を占めたが、「そう思う」9.4%、「まあそう思う」29.2%という肯定的回答が38.6%である。

長野県における過去 10 年間の取り組みについて知っているかどうかと
いう質問では、「人権・男女共同参画課」51.5%が唯一 5 割を超え、以下、
「人権啓発ポスター」34.0%、「児童虐待・DVホットライン」33.0%で、
最も低い「人権尊重プログラム支援事業」は 4.7%にとどまった。

人権にかかわる国際的なことからで見聞きしたものでは、「世界人権宣
言」60.9%が最も高く、次いで「アパルトヘイト」45.8%、「人種差別撤廃
条約」46.7%、「難民条約」35.0%で、最も低いのは「アムネスティ」10.1%
であった。

人権課題の解決にあたって、効果的な啓発広報の手段に関する質問では、
高いものから順に「テレビ・ラジオ」、「講演会や研修会」、「新聞・雑
誌・週刊誌」、「広報誌・パンフレット・ポスター」となっている。

今後、県として力を入れてほしいことに対する質問では、「学校内外の
人権教育の充実」57.5%、「人権が侵害された被害者の救済・支援の充実」
47.5%、「啓発広報活動の推進」47.1%、「国や地方公共団体、民間団体等
の関係機関と連携した推進」44.8%が 4 割を超える回答となっている。

イ 分野別

総論 関心のある人権課題との質問では、「障害者」67.5%、「高齢者」
60.6%、「子ども」52.5%が 50%を超え、以下「北朝鮮当局によって拉致
された被害者等」48.4%、「女性」47.9%、「インターネットによる人権侵
害」42.9%、「同和問題」34.9%の順となっている。

女性 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「職場における
差別待遇」、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」な
ど）を他の人に押しつけること」、「家庭内における夫から妻に対する暴
力（酒に酔ってなぐること）」、「職場のセクシュアル・ハラスメント（性
的いやがらせ）」、「買春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）」が
40%を超えている。

子ども どのような人権上の問題があるかとの質問に、『「仲間はず
し」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたり
するなど、いじめを行うこと』、「食事を与えないなど子育てを放棄す
ること」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふり
をすること」が 70%を超えている。

高齢者 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「地域、家庭等とのつながりがない独居老人の孤独死」、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」、「経済的に自立が困難なこと」、「悪徳商法の被害者が多いこと」が50%を超えている。

障害者 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」、「就職・職場で不利な扱いをすること」が50%を超えている。

同和問題

- ・ どのような人権上の問題があるかとの質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が67.5%、次いで「身元調査をすること」、「差別的な言動をすること」が30%以上である。

- ・ 「あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であると知った場合、あなたはどうしますか」という質問に対しては、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたない」が27.0%（前回2001年調査では18.0%）、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が3.7%、「絶対に認めない」が2.2%となっている。ということは、県民100人のうち32人は、同和地区の人との結婚には反対であることになる。

また、「賛成」「子どもの意思尊重」は67.1%で、前回調査（76.1%）より後退している。

- ・ 未婚の人に対する「あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたらどうしますか」という質問には、「自分の意志を貫いて結婚する」が22.8%、「家族や親戚の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」が59.7%で、8割を越える人が、自分の意志を貫いて結婚するとしている。

しかし、「反対があれば結婚しない」が17.5%となっていて、未だ2割近い人が同和地区の人との「結婚をしない」と答えている。この数字は、前回調査とほぼ同じである。

- ・ 「同和問題の解決に対するあなたの考え方に近いものはどれですか」という質問に対しては、「自分の問題として解決に努力すべきだと思う」と答えた人は29.6%で、前回調査の35.1%より後退している。反対に、「他人任せ」「直接関係ない」「そっとしておく」「なくならない」「考えていない」と回答した人を合計すると、6割を越えている。同和問題の解決に消極的あるいは無関心と思われる回答が増加している。

外国人 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「言語が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」が59.5%、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」、「交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと」が30%を超えている。

H I V感染者 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「結婚問題で周囲が反対すること」が56.9%、次いで「就職・職場で不利な扱いをすること」が40%を超えている。

ハンセン病患者等 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が54.1%、次いで「結婚問題で周囲が反対すること」が40%を超えている。

犯罪被害者等 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が73.2%、次いで「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が60%を超えている。

インターネットによる人権侵害 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が70%を超えている。

アイヌの人々 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと」が53.4%となっている。

性的指向及び性同一性障害 どのような人権上の問題があるかとの質問に、「性的指向及び性同一性障害者に対する理解が足りないこと」が62.5%、「差別的な言動をすること」が40%を超えている。

ホームレス どのような人権上の問題があるかとの質問に、「経済的に自立が困難なこと」が61.8%、「通行人等が暴力をふるうこと」が50%を超えている。

4 分野別施策の現状・課題と方向性

(1) 同和問題

現状と課題

ア 同和問題の基本認識

1965（昭和40）年に出された「同和対策審議会答申」では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と指摘されている。

この答申を受けて、同和問題の解決に向けて、「同和対策事業特別措置法」が制定され、さまざまな施策が行われ、対象地区の環境改善などでは、一定の成果をあげてきた。また、長年にわたる同和教育・社会啓発により、人権尊重・人権確立をめざす県民意識の高揚が図られ、差別をなくそうと取り組む実践者も増えてきた。このことは、評価されなければならない。

しかし、これによって同和問題は解決されたかといえば、残念ながら未だ道半ばと言わざるをえない。それどころかインターネットを利用した新たな形態による差別や新たな課題も発生してきている。こうしたことを踏まえ、同和問題の解決に向けて一歩でも前進するためには、県の責務として、また県民一人一人の課題として、今後も取り組みを進める必要がある。

イ 同和問題解決への取り組み経緯

（あ）国、長野県の取り組み経緯

国は、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申を受け、1969（昭和44）年に同和行政に法的根拠を与える「同和対策事業特別措置法」を10年間の時限立法として制定した。同法はその後3年延長され、1982（昭和57）年には「地域改善対策特別措置法」（5年間の時限法）と改正され、さらに、1987（昭和62）年には「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（同じく5年間の時限法）と改正された。

1992（平成4）年には「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」を5年間施行、さらに1997（平成9年）には5年間の「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」を施行した。同法は2002（平成14）年3月末に失効し、これをもって特別対策という手法による同和対策は終了し、以後は一般対策に工夫を加えて取り組むこととされた。

また、1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が制定され、推進本部も設置された。さらに、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、2001（平成13）年には人権擁護推進審議会から答申「人権救済制度のあり方について」が出された。

長野県における同和施策は、国の「同和対策事業特別措置法」の施行よりも、かなり早い時期から行われてきた。

県は1947（昭和22）年に、長野県振興委員会を設置し、その中に部落問題特別委員会（その構成は専門委員と臨時委員で、計9名）を設け、部落差別をなくすための方策を諮問し、翌1948（昭和23）年には「部落問題対策の答申」を受けている。その内容は、劣悪な部落の実態と差別の状況を踏まえ、「部落解放なくして日本社会の民主化なく、日本社会の民主化なくして部落の解放なし」との基本認識のもと、「経済生活の安定」「旧慣陋習よりの脱却」「青年層による解放運動の活発化」など、具体的な施策の必要性を示したものだ。これを受け県は、規定で、長野県部落解放委員会を設置した。これは1952（昭和27）年に、条例に基づき設置された県部落解放審議会の前身であり、部落解放審議会の設置こそが、全国に先駆けた県独自の同和行政の開始を告げるものであった。

このころから、県独自で農機具貸与制度、部落解放更生資金制度、環境改善補助制度、経済更生補助制度、部落高校生への補助制度、県内初の隣保館設置、部落解放モデル地区指定などの施策が行われた。また、続発する深刻な差別事象に対し、同和問題への県民の理解を深めるために、冊子『開けゆく日本』（昭和26年）、『同和教育のために』（昭和27年）を刊行し、市町村・学校へ配布した。

1969（昭和44）年に県は、社会部厚生課に同和係を置き、1971（昭和46）年には同和対策室を設置し、その翌々年に同和対策課設置に至った。

長野県部落解放審議会は、1969（昭和44）年に答申を行ったが、この答申により「同和対策事業特別措置法」のもと、長野県においても本格的・具体的に同和対策事業を実施する体制ができあがった。しかし、実際に各地域で同和対策事業が展開されたのは、10年の時限立法の後期5カ年に入ってからであった。

以後長野県は、国と協調しながら、同和問題の解決を「県政の重要な柱」として施策を行ってきた。

2002（平成14）3月の「特別措置法の失効」を前に、2000（平成12）年に県は、部落解放審議会へ法失効後の同和行政のあり方について諮問し、同審議会は2002（平成14）年1月に答申を出した。

（い）「同和対策事業特別措置法」という事業法

同和対策が、「特別措置」の「事業」として着手されたのは、「同和対策審議会答申」が部落差別の実態について認めているように、その深刻で悲惨な事実に対応するためであった。すなわち、こうした手法によって緊急に、集中して取り組まなければならない同和地区の実態があったからである。

同和対策審議会答申は、「（同和問題の）解決は国および地方自治体の責務であり国民的課題」とあり、「同和対策は一般行政に比し複雑困難な問題として扱われている感があるが、その正しい位置づけがなされないと差別的な特殊行政となるおそれがある」「同和行政は過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない」と指摘した。いうならば「同和対策事業」は、一般対策で放置されてきた問題を早急に是正する「施策」であった。

長野県部落解放審議会答申は前文で、「同和対策事業特別措置法」について「本法はその名称が示す通り事業法であり、同和対策審議会の答申に必ずしも充分応えるものではない」と言明し、「しかし、この立法措置によって永い間差別に苦しむ部落大衆を中心にひたすら解放を願う多くの国民の強い要求がようやくここに実現の端緒を得た。このことは部落解放の歴史とひいてはわが国社会の民主化にとって画期的意義を担うものである」と明記している。

（う）国における法の失効と「一般対策への移行」

2002（平成14）年4月、国は同和施策を「特別対策」としての手法から「一般対策」へ移行して進めることとした。しかし、このことが同和施策を行わないことを意味するものでないことは、言うまでもないことである。そもそも「一般対策への移行」という方針を打ち出した国の地域改善対策協議会の意見具申は、「一般対策移行後は、従来にも増して行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」とし、さらに、「既存の一般対策の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである」と指摘している。ここに明記されているように地対協の意見具申は、今後は「一般対策」で施策を行うとしたのであって、施策を行わなくてよいなどとは一言も言っていないのである。施策の手法が「一般対策に工夫を加える」ことに変えられただけなのである。

（え）長野県部落解放審議会答申

知事から「法」失効後の同和対策のあり方について諮問された長野県部落解放審議会は、2002（平成14）年1月に答申を出した。その概略は、次のとおりである。

- ・同和問題に関する基本認識では、「国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向け一層主体的に努力していかなければならない」「これまでの成果を踏まえ、就労、教育等の課題や依然として差別事象があとを絶たない現状を受け、同和行政を進める必要がある」と指摘している。
- ・今後の基本的方向では、「残された課題は一般対策に工夫を加えつつ対応する」とし、「同和行政をあらゆる差別をなくする総合政策の原点として位置づけ、教育・啓発を中心とした適切な措置を講ずる」と指摘している。
- ・同和問題解決のための施策の方向では、「引き続き県民意識調査などの実施が必要」「人権問題は複雑化、多様化しており専門的な立場からの具体的な対応」「相談しやすい身近な総合的窓口体制整備」「条例の制定に主体的な検討」が必要と指摘している。
- ・教育・啓発のあり方では、「同和問題を重要な柱として人権教育、啓発の推進という視点から再構築が必要」と指摘している。
- ・県の体制では、「施策の推進にあたっては、全庁的な取組が必要」「新たな行政機能の充実の検討」が必要と指摘している。

（お）県部落解放審議会答申と県・県議会の対応

長野県部落解放審議会は、知事からの諮問を受けて上記の答申を行ったが、県がこの答申を具体化することはなかった。県は、2005（平成17）年2月県議会において、「法律の失効及び一般対策への移行廃止条例」を提案した。しかし、これは県議会において、「廃止するには新たな人権政策を検討する条例案が提出されるべき」として否決された。

（か）人権政策審議会の設置

2007(平成19)年7月、県議会において人権政策審議会条例が可決され、同年12月に人権政策審議会が設置された。この審議会は部落解放審議会からの流れを受け継ぐものであり、上記の部落解放審議会答申を受けての施策が行われてこなかった事実に対し、早急に対応するための審議を重ねた。

ウ 同和問題の現状

同和問題の現状をとらえるにあたっては、差別の現実＝同和对策審議会答申に言う実態的差別(同和地区住民の実態)と心理的差別(人権侵害・差別事象)の現実がどうなっているか、また、県民意識がどうなっているか、を注視した。

(あ) 就労、教育、福祉

長野県における同和地区の生活実態調査は、残念ながら1993(平成5)年に降行われていない。そこで、やや古いでデータになるが、93年調査を基に、現在の趨勢を加味して考察すると、同和地区では就労、教育、福祉の面で課題を抱えていると言えよう。このほか、文字の読み書きに困難を抱えている方も少数ながら存在している。もちろんこうした課題は、同和地区だけの課題ではないが、同和地区ではこうした課題がより集中してより強く現れる傾向がある。また、同和問題がかかえる固有の課題があることも、指摘しておかねばならない。

(い) 人権侵害(差別事象)

人権侵害は依然としてあとを絶っていない。表面化する事象は氷山の一角で、そのほとんどが表面化しないという現状がある。

特に結婚問題は課題が多い。従来「越えがたい壁」と言われてきた結婚問題だが、かつてのままの姿ではないものの、表面化しない(できない)内実をかかえ、現在も厳しく深刻な課題として残されている。これは本審議会が現状などを聞き取った際に、当事者から赤裸々に語られたところである。その際、結婚しようとしている若者の親や親戚だけでなく、県内で同和教育を受けてきた20歳前後の兄弟姉妹も結婚に反対したという、考えさせられる事実も語られた。

また、就職、採用時での問題も依然として発生している。さらに、インターネット上での差別書き込み問題や、同和地区の所在地などを詳細に記載した「部落地名総鑑」がインターネット上に流出している問題、地図や映像を使って同和地区をインターネット上でさらすという(「画像さらし」と呼ばれる)、情報化社会ならではの新たな問題も起きている。

(う) 県民の意識

前述したように、2008年に県が行った県民意識調査では、同和問題の解決に消極的あるいは無関心と思われる回答が、前回調査にくらべて増加している。これはこの間、県の取り組みが停滞あるいは後退したことと関連していると考えられる。

方向性

ア 「法」失効後の県行政の認識

長野県では特別措置法失効後、同和行政が後退した。それは、市町村の取り組みの後退や、県民意識の低下として、現われてきている。同和問題の解決のためには、まだまだ多くの課題が残っている。それらを解決していくためには、まず何よりも実態を正確に把握する必要がある。

イ 同和問題の歴史と固有性ならびに「実体」としての認識

それぞれの人権問題には、それぞれの歴史があり、固有の問題がある。同和問題にも歴史があり、ほかの問題と同等に扱うことができない固有の問題がある。同和对策審議会答申にも述べられているように、日本の歴史のなかで長年かけて形作られてきた、深刻で重大な差別問題であるということである。そうであるからこそ、国が法律を作り、予算をかけてその是正を図ってきたのである。しかし、それによって完全に解決されたとは言えない。

また、同和問題の解決にとって教育・啓発が重要であることは言うまでもないが、教育・啓発だけでは解決できない「実体」がある。教育・啓発とともに、実体に即した施策を進めなければならない。

ウ 同和問題の解決と人権施策の認識

前述したように、ほかの問題と同様に、同和問題にも固有の課題があるのであるから、その認識のもとに、それに即した施策を推進しなければならない。

また、ほかの人権問題と共通する課題であるが、それが同和地区では重層かつ集中して現れている場合がある。そうしたことを踏まえて、施策を推進する必要がある。

この際、同和問題も人権問題の一つであり、「特別扱い」する必要はない。ほかの人権問題と同等に取り組めばよいのである。ただ一部に、「同和問題は特別扱いされている」という意見がある。この意見については、一連の法的措置のもと、集中的に同和施策を実施してきたことの結果という面が強いが、同時に、なぜ「特別対策」という手法を取らざるを得なかったのかという点について、県民の十分な理解が得られなかったことからきている面も否定できないと考えられる。

エ 今後の施策の基本的な方向

(あ) 同和問題解決のための行政の役割と取り組みの必要性

・総合的・専門的な相談・支援体制の確立とその推進

同和問題の相談内容は、就労、教育、福祉といった多様な内容とともに同和問題としての固有性がある。また、人権侵害・差別事象などがある。特に結婚問題では、命にかかわる問題として緊急な対応が必要な場合もある。

そこで、総合性、専門性、当事者性という観点での新たな相談体制を整備することが、急務として求められている。同時に、相談に訪れた人への支援を充実し、具体化する必要がある。さらに、支援の継続性や差別をなくそうとする人々を繋げていくことが大切である。

こうした点を踏まえた人員体制、総合的窓口の設置など、国、市町村、民間機関、隣保館、NPOなどと連携・協働をはかり、より実効性のある相談・支援体制を構築する必要がある。

・ 実態調査の実施

ほかの人権問題と同様、同和問題解決の施策も実態を知ることからはじまる。そのための実態調査が必要である。

これに関連して、「法がなくなったのだから、同和地区を対象とした調査はできない」という意見がある。しかし、これは特別措置法の失効により「同和対策事業対象地域」の地区指定がなくなったということであって、「同和地区」がなくなったのではない。ましてや差別がなくなったのでもない。「同和対策事業対象地域」と「同和地区」を混同してはならない。市町村や関係機関、当事者などと協議の上、機会の格差や心理的被差別の実態など、新たな視点を加えた実態調査が必要である。実態調査には専門家の関与が求められる。

また、県民の意識調査も今後の施策に活かすために、専門家の活用と、継続的な調査が必要である。

・ 県人権啓発センターの充実と関係施設（機関）との連携

県人権啓発センターの充実と同時に、長野市中央隣保館などに保存されている資料の活用をはかり、県民への啓発にいつそう役立てる方策が必要である。また、部落史の見直しが現在進められており、教育・啓発の新たな方向を示していくためにも、専門的な職員（学芸員）の配置などを検討する必要がある。

・ 県の体制整備と人材確保

施策の推進にあたっては、総合的な推進体制の確立という観点から同和問題を担当する行政セクションを明確に位置づけ、専門性をもった人材の配置と育成が必要である。また、同和問題の固有性や、一般対策に工夫を加えた施策のあり方を考える行政内部の検討会の設置が求められる。

(い) 教育・啓発の必要性

半世紀をこえる本県の同和教育で培ってきた成果と課題を検証し、人権教育を創造していく必要がある。また、引き続き同和教育を積極的に推進するためにも、長野県の人権教育の基本方針を策定し、そのなかに同和教育を位置づけていくことが求められる。

(う) 当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援の必要性

人権政策の基本理念は「人間の尊厳」を基本として、「自己実現」「自立」「社会とのかかわり」が実現されることである。従来、同和問題における取り組みでは、特にこの観点が希薄であった。同和地区住民が、「自覚」「自立」「自己実現」していくための支援が必要である。

(え) 関係機関との連携・協働の必要性

施策を進めるにあたっては、当事者の意見をしっかりと受け止める行政の姿勢が大切である。また、市町村、関係機関との連携と協働による取り組みが必要である。

(お) 早急に取り組む必要性

同和問題に関しては、この間県が取り組みを停滞させてきた経緯がある。2009（平成21）年度より取り組みを進める必要がある。

(2) 外国人

現状と課題

わが国では、今後、労働力人口が減少していくなかで、女性、高齢者、若年者、外国人などの活躍が期待されているばかりでなく、既に生産現場や関連サービス分野に加えて、平成20年からは看護・介護分野においても外国人の受け入れが始まっている。

長野県の外国登録者数は、平成19年末現在43,336人(全国15位、全国総数215万2973人の2.0%)で、こと人口比は1.99%(同4位)で全国平均1.69%を上回っている。

国籍別には、ブラジル36.4%、中国24.5%、韓国・朝鮮11.0%、フィリピン10.2%、タイ5.7%、その他10.2%である。ブラジル、韓国・朝鮮が前年比減少したのに対して、中国が9.2%増であった。在留資格別には・

日本人とは異なる価値観をもつ外国人とともに働くことは、往々にして摩擦の原因にもなりやすいが、国籍や文化の違いを尊重しあい、誰もが地域社会の一員としていきいき活躍することができる多文化共生社会の実現への取り組みが求められている。

外国人技能実習制度が創設されて10年以上が経過し、生産現場で広く活用されるようになってきた。しかし全国的に制度本来の目的から乖離した問題が発生している実態もある。また日本人のブラジル移民がはじまって100年を経過し、1990年の入国管理法の改正により日系ブラジル人2世、3世とその配偶者に限り就労を含む制限のない在留資格が与えられ日本への出稼ぎが急増し、すでに長野県でも多くの外国人が産業基盤の一部を担っている。しかし外国人と地域との共生、子供の教育、社会保障、生活面のサポートなどに関する問題も発生している。特に、教育現場、医療現場で、文化・言葉の壁が問題となっている。

長野県では、平成14年に県行政からの呼びかけをきっかけに、経済界主体で「外国籍児童就学支援援助委員会」を設立し、日系ブラジル人児童の就学を支援する「サンタプロジェクト」がスタートするなど、外国籍の子供たちを支援しようとする動きが芽生えている。

外国籍県民以外の外国人旅行者などの増加が著しい。また長野県を挙げて観光振興を行っているので今後も増えていくとみられている。

外国人女性などが被害者となる人身売買事件も少なくない。

このほか、外国人が教育、福祉などの制度や災害時の情報が伝わらないことにより不利益を被る部分も生じている。

方向性

外国人が地域社会に溶け込むことができず、問題が発生しているケースもある。外国人に日本の社会とそれを支える諸制度を理解してもらうよう日本の法律や文化、慣習について十分な教育機会を提供し、地域社会との共存がスムーズに進むよう努める。

外国人に対する雇用や処遇、居住環境や就労環境の改善など外国人が日本で働きやすい環境整備、すぐれた外国人を日本にひきつけるための努力が重要である。

国籍・民族・出身国などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくことができる多文化共生社会をめざし、外国籍県民の由来する外交・歴史的経緯や実情に沿った適切な支援・施策を今後も推進し、外国籍県民と地域住民が相互に理解し合える地域づくりを行う。

外国籍児童生徒が、豊かな国際性をも持ち続けるような教育支援を一層推進する。

教育、労働、医療など様々な分野における外国籍県民への生活まわりの支援、精神的な支援、医療機関への通訳派遣などの施策を、関係機関、団体と連携して取り組む。特に適切な支援、運営を行っている団体・企業などに対して優良事業者として認定・顕彰を行っていくことを計画する。

外国人旅行者などが気持ちよく長野県観光を楽しめるようおもてなしの心を持って接していく。

(3) 女性

現状と課題

長野県は、昭和 55 年(1980 年)に長野県婦人行動計画を策定してから、現在の第 2 次長野県男女共同参画計画(平成 19 年策定)まで、男女共同参画社会の実現に向けた施策を行ってきた。

男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まっているが、固定的性別役割分担(性別を理由に役割を固定的に分けること)の意識が根強く残る分野や、公立学校の校長・教頭、自治体管理職や地方議会等における女性比率が、全国的にみても概して非常に低いなど、女性の参画の進んでいない分野も多く残っている。

出産・育児期に相当する年齢層の女性では、離職、仕事に就かない状況が見られ、社会において一層女性が活躍していくためには、子育てなどについて男女が共同で家族としての責任を果たすことや、社会全体で支援する仕組みづくりが必要である。

また、少子化による労働力の減少が懸念され、女性のさらなる社会参加が期待される中で、従来、家庭の中で主に女性がその役割を担ってきた子育てや介護について、男女が協働して家族としての責任を果たすことや、社会全体で支えていく仕組みづくりが一層重要になっている。

長野県では、「少子化を考える懇談会」の提言を受け、平成 20 年に「ながの子ども・子育て応援県民会議」をスタートさせた。

団体、企業のほか教育現場等でもセクシャル・ハラスメントに関する相談は後を絶たず制裁(懲戒処分)となるケースも少なくない。特に忘年会、新年会など酒席となる場面で問題が発生するケースが多い。

出産・育児期に相当する年齢層の女性では、離職して、仕事に就かない状況が見られ、いわゆる M 字カーブ傾向が続いている。社会において一層女性が活躍していくためには、子育てなどについて男女が共同で家族としての責任を果たすことや、社会全体で支援する仕組みづくりが必要である。

男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害は依然として後を絶たず、DV(ドメスティック・バイオレンス)相談の件数も増加傾向にある。性犯罪、売春・買春、ストーカー行為等も社会的な問題となっている。

固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることがある。

方向性

地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成や政策・方針決定の場への女性の参画、地域づくりの女性の関わり、参加などを推進し、男女の人権が尊重され、性別によって制約されることなく、より一層のびやかに暮らせる社会をめざし、男女共同参画推進の基盤をつくる。

各種啓発や男女平等の理念に基づく教育を様々な機会を通じて行い、男女共同参画意識の高揚を図る。

1985年の男女雇用機会均等法の制定以来、職場における男女共同参画の取り組みは、長野県でも着実に進められてきたが、今後、女性が一層活躍できるよう社会環境、職場環境を整備していく必要がある。例えば、女性の活用・昇格などの問題については、行政機関等が率先垂範してポジティブ・アクションの導入を検討することが有効かつ必要と考えられる。

女性も男性も、仕事と、子育てなど家庭生活との調和(ワークライフバランス)を図りながら、能力を発揮して働くことのできる環境の整備を進める。とりわけワーク・ライフ・バランスの推進は労使が協力して取り組むべき重要課題であり、労使間共通の理解、仕事と育児・介護などの両立をはかる職場環境づくり、育児・介護休暇制度の充実と拡大、保育所の利用支援、会議の効率化、ノー残業活動、各種休暇の取得促進、ITCの活用による時間と場所にとらわれない柔軟な働き方、心身の健康管理体制など検討しなければならない課題がたくさんある。

行政諸機関・部署が相互に連携して、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカーなどの防止にあたることはもちろんのこと、家庭、地域、学校、職場において性別にかかわらず対等に参画できる男女共同参画社会を率先して形成していくことが必要である。また多くの団体、企業ではセクシュアル・ハラスメントを就業規則の制裁条項などに盛り込んでいるが、なお根絶するための継続的な努力が必要である。

(4) 子ども

現状と課題

児童虐待相談件数は、依然として高い水準で推移し、相談内容も複雑化、深刻化してきている。

人間性や社会性を育む上で重要な体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下、子どもの規範意識の希薄化が指摘されている。

方向性

児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見・早期対応に努め、虐待を受けた子どもや保護者のいない子どもなど養護を必要とする子どもの保護から自立支援に至るまでの教育に配慮した支援体制を整備する。

不登校やいじめなどの悩みや不安を抱える子どもたちに対し、適切な相談・支援を行うとともに、道徳教育や人権教育の推進により、豊かな心を育成する。また、保護者や地域の方々など大人の理解、親としての意識を変えていく必要がある。

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた適切な指導と支援を行うとともに、一人ひとりの教育ニーズに柔軟に対応するための体制づくりに取り組み、特別支援教育を推進する。

外国籍児童生徒や院内学級のない病院に長期入院している児童生徒など、多様な教育的ニーズのある児童生徒への学習支援などを行う。

(5) 高齢者

現状と課題

全国でも長野県でも、高齢者に対して、家庭内や施設内において、暴力や邪魔扱いするなど身体的・精神的な虐待をする。

全国でも長野県でも、一人暮らしの高齢者などから、財産・金銭を騙して奪い取るなどの被害がある。

昨今の経済情勢の中で、リストラ、早期退職などにより、職を失った高齢者は、年齢による雇用条件等により再就職が難しい面がある。

一方、長野県は全国で最も低い老人医療費で、入院日数も全国最低、平均寿命も就労している高齢者の割合も全国トップクラスを誇っている。

平成18(2006)年4月の改正高年齢者雇用安定法の施行により、高年齢者の雇用確保措置が義務化され、65歳までの再雇用制度を中心に継続雇用が進んでおり、70歳まで働ける社会への動きも出はじめている。

方向性

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立して生活できる社会を構築するため、高齢者の社会参加を積極的に進め、地域社会の担い手として活躍できる社会づくりを推進する。

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、保健、福祉、介護、医療の連携によりサービスの質を一層充実させるとともに、地域に密着した多様な住まいの充実、ユニバーサルデザインに配慮した生活空間の整備を推進する。

認知症と高齢者虐待等に関する理解を深め、虐待の防止を図るとともに、地域において認知症高齢者を支える体制づくりを進める。

(6) 障害者

現状と課題

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が地域で普通の生活ができることをめざして、従来の施設入所中心から地域生活の支援に施策の重点が転換されている。

障害者の地域生活移行を促進するため、地域での理解不足や誤解の解消、生活の場や就労など昼間活動する場の確保、相談支援体制の充実など環境整備を進めることが求められている。

障害者に対する偏見や差別意識が起きる原因には、障害の発生原因や症状についての知識不足による場合がある。

障害者はその障害のため、仕事が限定されると思われており、就労の際の雇用条件等により就職が思うようにいかない場合がある。すなわち、平成20年、県内の障害者雇用率は1.68%と全国平均を上回ったが(対象は56人規模以上の1271社、4225人、前年比5.3%増加)、とはいえ、法定雇用率1.8%に達していない。なお県内の自治団体(法定雇用率2.1%)の実雇用率は、前年比0.05%上昇の2.21%である。

方向性

重い障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるように、身近な地域での保健福祉サービスの充実を図るとともに、自立生活への支援、障害の程度に応じた就労を促進する。

障害者が差別と偏見を受けることなく、一人の生活者として尊重され、自分らしい生活を選択し、決定することができるように、さらに県民の理解を深め、社会参加を促進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活空間の整備を推進する。